

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会)

ページ
一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十四号

岐阜県選挙執行規程(昭和二十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第五条の四第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第三号様式その一備考2、別記第三号様式その一及び備考3並びに別記第三号様式その一の「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」と改める。

別記第三号様式その一の「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」と改め、「同様式その一」の「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号」と改め、「同様式その一備考」の「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号」と改める。

同様式その一備考中の「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」と改め、「同様式その一備考」及び備考中の「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両番号」と改める。

別記第三号様式その一の「アラビア数字」を「アラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」と改め、「同様式その一備考」及び備考中の「自動車登録番号」を「自動車登録番号又は車両

番号」と改める。

聯叩」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十二年五月二十四日から施行する。
- 2 この規程による改正後の岐阜県選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

平成二十二年五月二十四日発行

発 行 者
発 行 所

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ一
一
ブイ・アール・テクノセンター